

3. 直接支払の変遷

直接支払は、2005年以降ドーハ・ラウンド交渉の動向を踏まえ、「緑の政策」の「デカップル所得支持」に変更され、過去の基準期間（2000-2002年度）の受給実績ベースに固定され、作物も特定されない（休耕でもよい）「単一支払」へ移行している（第1表）。

4. 農業の構造変化

次に、EUの農業構造（穀物）の変化についてみると、1960年代以降、農家数の減少と経営規模の拡大が進んでいる（第2図）。（ドイツについては統計上、1987年以前は旧東ドイツが含まれていないため、経営規模増加は、農家数減少の単純な逆数となっていない。）

5. 構造変化と農家・非農家間の所得格差

こうした農業構造変化の背景には、農家非農家の相対所得格差の拡大傾向がある。マクシャリー改革

により農家の収入支持水準が1991年の名目値で固定され、上昇傾向にある非農家の所得水準との相対比で農家の実質的な所得水準が漸減してきたこともあり、このような所得格差の悪化を防ごうとする農家による大規模化の追求の結果、1993年以降の直接支払いは、構造政策を意図したものではないが、それ以後、規模拡大が若干促進されていることがフランス、ドイツについて統計的に有意に推定された。第2表に農業と非農家の所得格差の悪化を防いでいこうとする動向が具体的に示されている。既に現在のフランス、ドイツ以上に大規模化されていたイギリスにおいて所得格差の拡大が最も激しい。

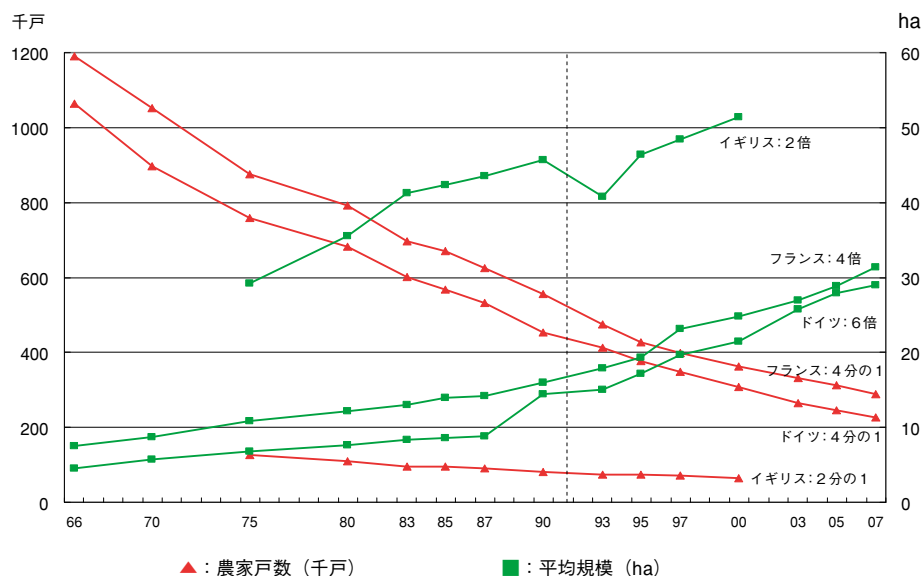
第2表 農業と非農業との所得格差
(労働者1人当たりGDP：千ユーロ)

	フランス		ドイツ		イギリス	
	1985	2008	1985	2008	1985	2008
農 家	17.7	34.5	11.5	17.8	21.5	20.1
非農家	37.6	76.5	37.0	67.8	31.0	57.4
農家／非農家	2.1倍	2.2倍	3.2倍	3.8倍	1.4倍	2.9倍

注. 1985年のドイツには旧東ドイツが含まれていない。

第1表 共通農業政策における直接支払の支払条件の変遷

名 称	補償支払（1993年度－） 面積〔頭数〕支払（2000年度－）	単一支払（2005年度－）
WTO分類 ・支払基準	「青の政策」 ・作物の特定 ・当年度の作付面積	「緑の政策」 ・作物の非特定 ・過去の受給実績に固定
支払条件	・生産調整 ・クロス・コンプライアンス (2000年度－：加盟国の環境保護規制；2003年度－：環境、食品安全、動植物衛生、動物愛護の拡充)	・生産調整（2009年度廃止） ・クロス・コンプライアンス (2009年度－：簡素化)



第2図 農業構造（穀物）の変化